

京都府医療的ケア児等支援センター 「ことのわ」

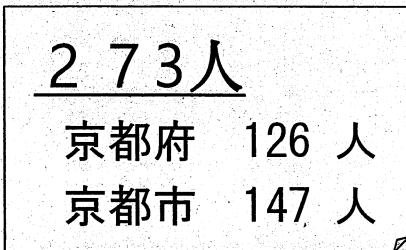
取り組みの現状と今後の課題

京都府健康福祉部障害者支援課
令和5年2月17日

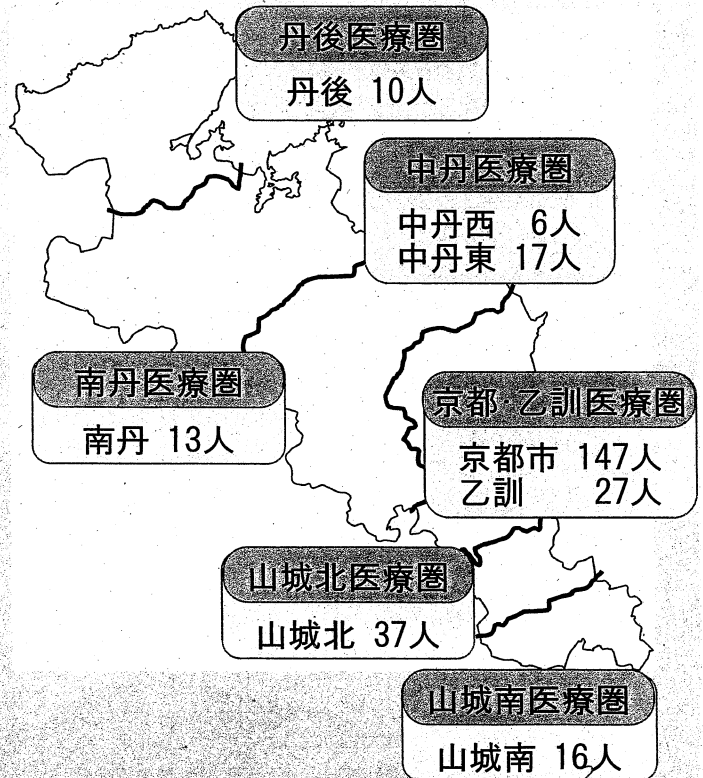


医療的ケア児の現状

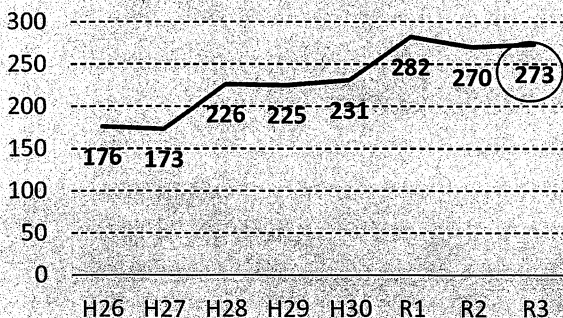
京都府における医療的ケアを必要とする在宅療養児数



※京都府及び京都市が把握した人数



京都府における医療的ケアを必要とする児の推移



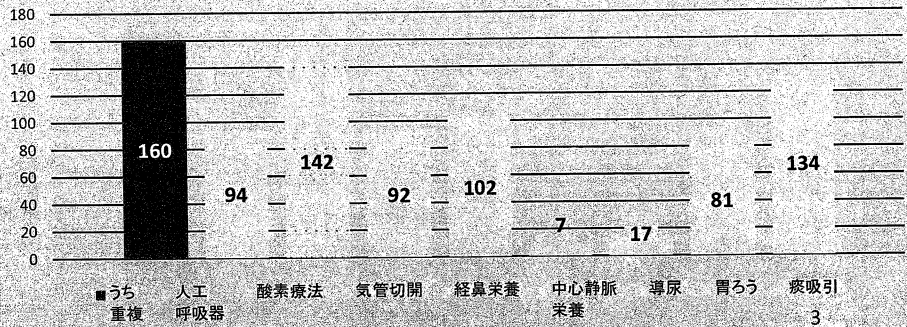
京都府における医療的ケアを必要とする在宅療養児（ケア別内訳）

地域（保健所）		実人数	内 訳							
			人工呼吸器	酸素療法	気管切開	経鼻栄養	中心静脈栄養	導尿	胃ろう	たん吸引
京都府	(乙訓) 南部地域 (山城北) (山城南)	80	21	47	26	15	2	6	30	39
	中部地域 (南丹)	13	1	5	3	3	1	2	4	4
	(中丹西) 北部地域 (中丹東) (丹後)	33	11	19	11	6	0	2	12	18
京都市 (京都市)		147	61	71	52	78	4	7	35	73
総計		273	94	142	92	102	7	17	81	134

※ R4年3月末時点
実人数 273人



京都府広報紙 まゆまる



京都府医療的ケア児等支援センター業務内容

相談窓口

- ・ 医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対し、相談に応じ情報の提供や助言その他支援を行う

人材育成

- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の業務を行う関係機関及び民間団体に従事する者に対し医療的ケアについての情報提供及び研修を行う

関係機関等と 連絡調整

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して医療、保健、福祉、教育、労働等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整



医療的ケア児に関する全国的な課題

□ 医療的ケアに対応可能なサービス量の不足

- ・ 動ける医療的ケア児に対応可能なショートステイ
- ・ 医療的ケア児に対応可能な放課後等デイサービス等
- ・ サービスへのアクセス（情報・送迎）

□ 医療的ケアの担い手の不足

- ・ 孤立しがちな介護者・当事者家族
 - ・ 慢性的な睡眠不足・代替者不在
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの役割の不明確
- ・ 地域で医療的ケア児に係わる看護職の確保困難

□ 暮らしを支える医療機関との連携

- ・ 往診・訪問診療、成人期への移行、小児リハビリ等



5

京都府医療的ケア児等支援センターへの相談件数と内容

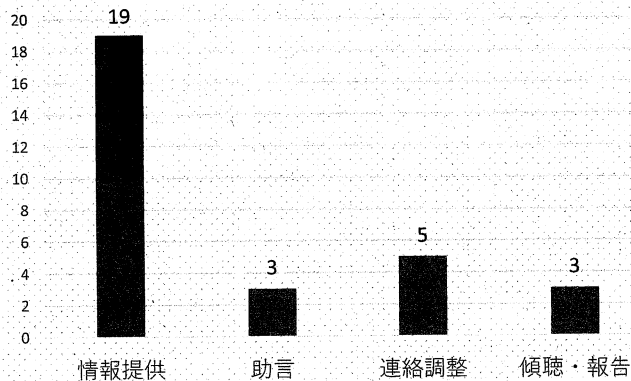
開設 令和4年4月25日～1月31日

相談者	実人数	対象者	実人数	相談内容	実人数
家族	23	乳幼児	22	退院前相談	3
支援者 行政・教育 保健師 相談支援専門員 訪問看護 その他	29	小・中学生	20	幼稚園・保育所 等	8
		高校生	2	学校	10
		成人	4	レスパイト	1
計	52			社会資源全般	22
		支援者の学習	4	医療費	3
		計	52	支援者の学習	5
				計	52

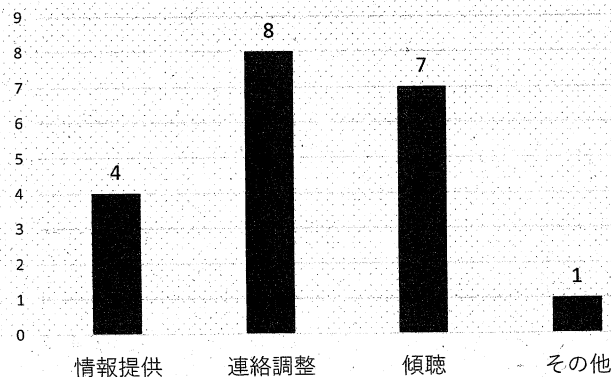


12月末まで

支援者からの相談
29件への対応
(重複あり)

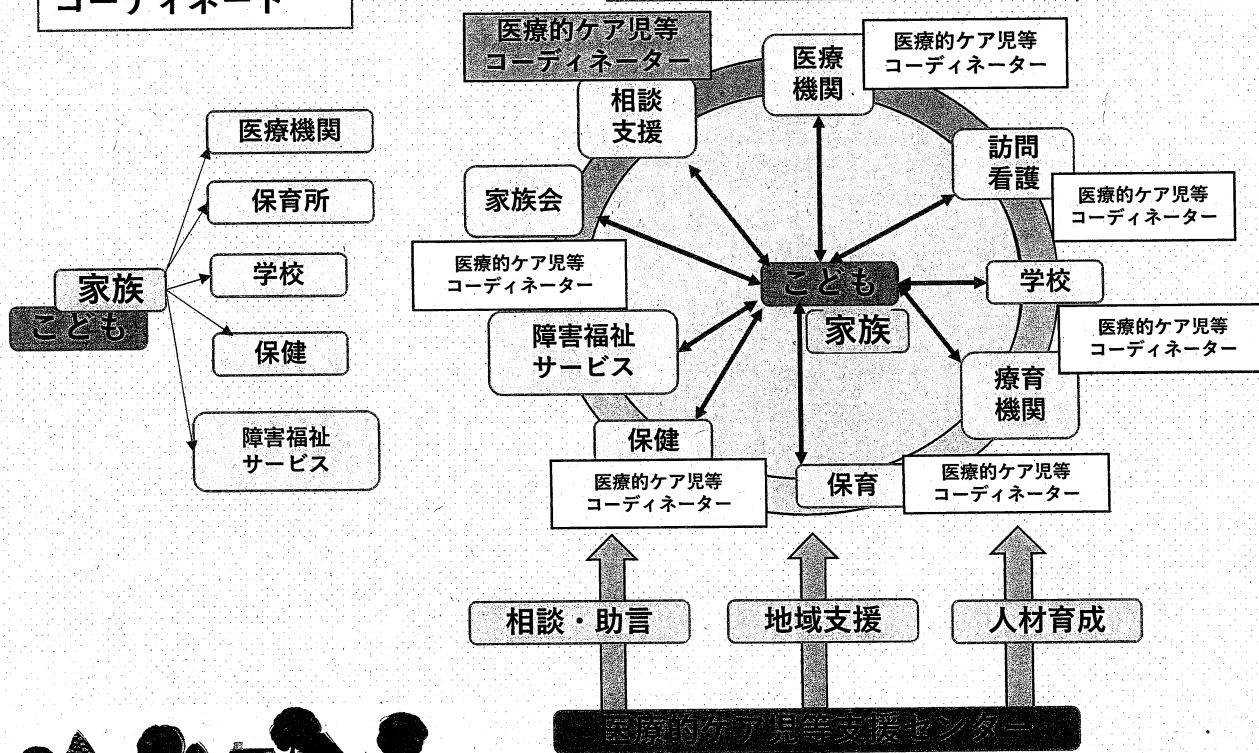


家族からの相談
20件への対応



家族による
コーディネート

本人を中心とした支援チーム



医療的ケア児に関わる各種制度（発達段階別）

年齢	NICU 入院		在宅療養を導入		在宅療養																			
	未就学時		幼稚園			小学校			中学校			高校			青年期									
	出生～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	10歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳	
対象児の状況	重症肺炎で入院 NICU入院、8ヶ月で退院	脳性麻痺と診断、身体障害者手帳を 取得	肺炎で療養入院	嘔吐下痢のため入院	聴覚のコントロール困難	はじめる	兄の幼稚園入園により、外出を 始める	児童発達支援への通所開始 幼稚園入園に向けての準備	幼稚園入園	学 母親付き添いのもと、小学校入 園	個別が進行	中学校入園に向けての準備	中学校入園	中学校入園	高校入学に向けての準備	高校入学	高校入学	就労に向けての準備 社会参加	自立支援 就労	障害者年金、後見人	成人式	介護保険への切り替え		
教育																								
通園通院																								
在宅																								
その他																								

厚生労働省委託事業
在宅医療関連講師人材養成事業
小児在宅医療に関する人材養成講習会
資料に一部追加

医療的ケア児等コーディネーターとは？

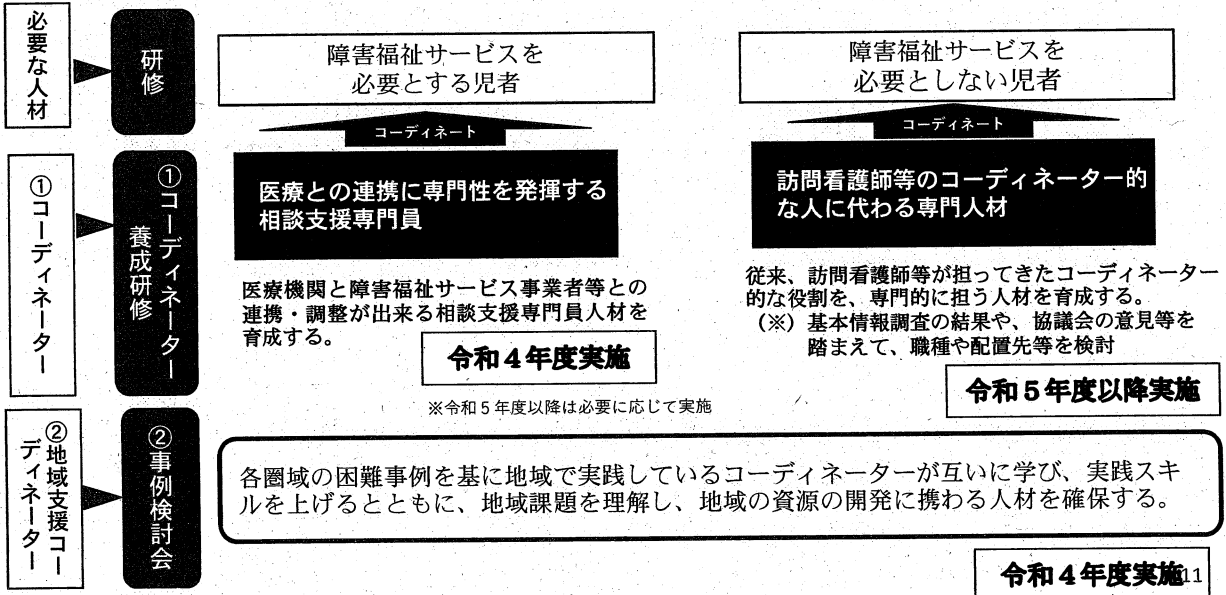
1. 入院時からの本人・家族の意思決定の支援を医療機関と協働で行う
2. 医療的ケア児のニーズにあった相談支援
(基本相談・ソーシャルワーク・医療と福祉を組み合わせた計画相談)
3. 本人の成長と発達を支援し、その子ども
なりの自立ができるように支援する
4. 養育者が障害のある子どもの親となれるよう
支援する
5. 本人・家族の人生の伴走者



医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施について

現状	医療的ケア児が安心・安全に地域で暮らすためには、様々な領域・分野にまたがる制度やサービスの情報収集及び調整が必要	➔	複数の分野をまたぐ調整役が不在で、コーディネーターはもっぱら保護者が担っている
課題	保護者が医療的ケア児を育てながらコーディネーターを担うのは困難。また、身近な地域に資源が無ければ、支援に繋がらないまま。	対応	①コーディネーターを専門的に担う人材 ②地域資源を把握し、資源開拓や連携体制構築等の地域づくりを担う人材の育成、配置

医療的ケア児等コーディネーターの役割イメージ



3. 今後の取組み

➤相談窓口として

- 余裕がなく電話相談にも至らない当事者に支援を届ける
- 孤立しがちな支援者への多職種チームによる支援

➤人材育成として

- 医療的ケア児等コーディネーター役割の明確化や配置の検討
- 喀痰吸引等の3号研修の促進
- 医療的ケア児に関する看護職の養成や支援に関すること

➤関係機関との連絡調整として

- 当事者団体と連携したピアサポート
- 実態把握調査から不足する資源等を把握し、望ましい支援体制の整備



障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第111号)

下線部は第二期障害児福祉計画(令和3年度から令和5年度)の基本的な指針において新たに追加した箇所。
(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第213号))

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

(略)加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(一)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児と子の家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

京都府医療的ケア児者及び重症心身障害児者
基本情報調査について～保護者さまへのお願い～



●こんにちは ことのわです●

京都府では、医療的ケアが必要だったり、重症心身障害のある方々と、そのご家族の「どこに相談すればいいのかわからない」等の悩みに応え、安心して穏やかに、楽しい日常が過ごせるように本年4月に京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を立ち上げました。

センターでは、ご相談者に必要な情報を提供したり、医療・保健・福祉・教育の関係機関を紹介しております。



●基本情報調査にご協力を●

このたび、医療的ケアが必要であったり、重症心身障害のある方々の現状を把握し、今後の支援体制について考えるため、関係機関と協力し、基本情報調査を行うこととしました。

現在の状況や、お困りごと、不安に感じていることなど、ぜひお聞かせください。皆様から寄せられた声をもとに、社会的支援や体制について検討してまいります。

お忙しい中恐縮ですが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

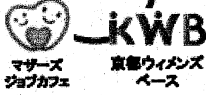




(4) 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

男女共同参画センター

京都



女性活躍総合支援事業費

1.5億円規模

3つの女性活躍拠点が連携し、様々な困難・課題を抱える女性をワンストップで支援

ポイント

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じた一体的支援を実施

拡

医療的ケア児支援強化事業費

5千万円規模

京都府医療的ケア児等支援センターの運営や通学時の安全確保を推進

ポイント

当事者団体と連携した家族へのピアサポートや、府立特別支援学校における通学時の福祉タクシー利用に対する助成、看護師配置への支援を実施

拡

ヤングケアラー支援体制強化事業費

一部2月補正

3千万円規模

子どもの居場所で中高生のヤングケアラーへの学習支援をモデル的に実施

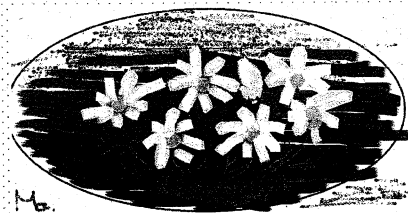
23

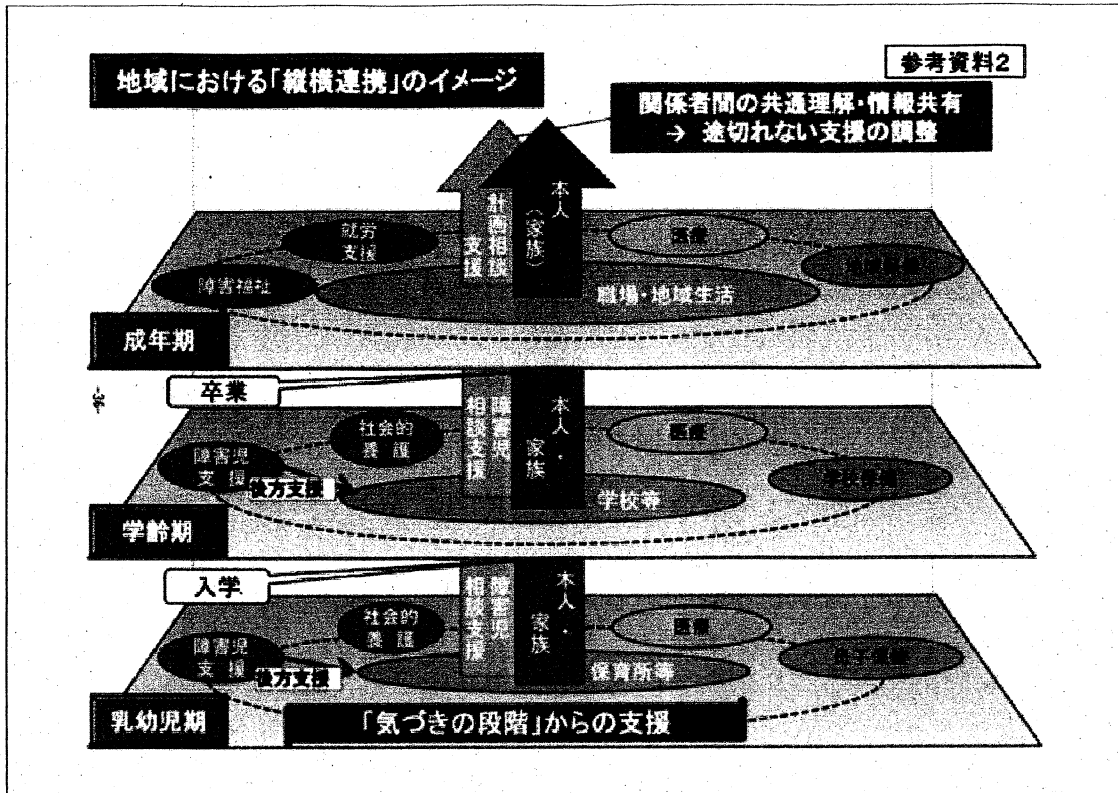
京都府ホームページより

<https://www.pref.kyoto.jp/koho/kaiken/documents/230123.pdf>

15

ご清聴ありがとうございました





出典：今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～